

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ
休業補償給付の請求についてお知らせがあります。

令和5年5月8日以降に陽性が確認された方

休業補償給付支給請求書の証明には、
原則として**医師による診療担当者の証明が必要**となります。

令和5年5月7日以前に陽性が確認された方で
医療機関を受診せずに自宅療養を行った等の場合

休業補償給付支給請求書には、これまでの臨時的な取扱いのとおり、

- ▶PCR検査・抗原検査の検査結果通知書等
- ▶My HER-SYSにより発行された証明書等

を添付して請求が可能です。

新型コロナウイルス感染症は、これまで新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）としていましたが、令和5年5月8日から「5類感染症」に位置付けられ、発熱外来に限られていたコロナ患者受け入れ医療機関の制限がなくなり、幅広く一般の医療機関で外来・入院措置を受けることができるようになったため、診療担当者の証明が原則として必要となるものです。

■お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ



大阪労働局労災補償課・各労働基準監督署労災課